



スカパーJSAT  
SAD-L3-22-002

# Sat-Qサービス 料金表

第3版  
(令和5年2月)

スカパーJSAT株式会社

## Sat-Qサービス料金表 目次

通 則	1
1 料金の適用	1
2 料金表の変更	1
3 料金の計算方法	1
4 消費税相当額の加算	1
5 料金の減免	1
6 月額料金の日割	1
7 端数処理	2
8 料金等の支払期日	2
第1表 月額サービス利用料	3
1 適用	3
2 月額サービス利用料の額	3
第2表 設定変更料	4
1 適用	4
2 設定変更料の額	4
第3表 無線局免許取扱手数料	5
1 適用	5
2 無線局免許取扱手数料に関する費用の額	5
第4表 解除料	6
1 適用	6
2 利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額	6
3 利用開始日以降の利用契約解除に係る解除料の額	6
第5表 違約金	7
1 適用	7
2 違約金の額	7
附 則	8

## 通 則

### 1 料金の適用

当社は、Sat-Qサービスに係る料金を、このSat-Qサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

### 2 料金表の変更

当社は、利用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、利用契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。

(2) 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を利用契約者に周知するものとします。

### 3 料金の計算方法

当社は、利用契約者が利用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

### 4 消費税相当額の加算

Sat-Qサービス契約約款(以下「約款」といいます。)において、次の規定により支払いを要するものとされている料金等の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

- ア 約款第34条(月額サービス利用料の支払義務)
- イ 約款第35条(設定変更料の支払義務)
- ウ 約款第36条(無線局免許取扱手数料の支払義務)
- エ 約款第42条(違約金)

### 5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定にかかわらず、臨時に、その月額サービス利用料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき月額サービス利用料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

### 6 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
  - ア 暦月の初日以外の日にご利用開始日が到来したとき。
  - イ 暦月の初日以外の日にご利用料金の改定等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します)。
  - ウ 約款第38条(支払いを要しない料金)第1項又は第2項の規定に該当するとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

## 7 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 前号の規定にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 8 料金等の支払期日

- (1) 利用契約者は、料金等の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 月額サービス利用料	Sat-Qサービスの利用開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末 ただし、Sat-Qサービスの利用開始日がある月の15日以降のときは、その月の月額基本料に限り翌月の15日
2 設定変更料	設定変更作業を完了した日の属する月の翌月末
3 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法関係法令に基づく事務及び作業を行った月の翌月末 ただし、電波法関係手数料のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月末又はその免許の日に応ずる日の属する月の翌月末
4 解除料	利用契約の解除日の属する月の翌月末

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 利用契約者が国もしくは地方公共団体等である場合又は利用契約者が約款の規定に基づき当社が提供する利用回線を専ら国もしくは地方公共団体等に再販する電気通信事業者である場合、その利用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、利用契約者に負担していただきます。
- (6) 当社は、当社が必要と認めた場合は、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に支払期日を指定することができるものとします。その場合、当社は事前にその旨を利用契約者に書面で通知することとします。

## 第1表 月額サービス利用料

## 1 適用

月額サービス利用料の適用については、約款第34条(月額サービス利用料の支払義務)の規定によります。

## 2 月額サービス利用料の額

(単位:円)

サービス名称	内容	月額サービス利用料
フルサービス	インルート・アウトルート回線共 6Mbpsベストエフォート	200,000
アウトルートサービス (6Mbps)	アウトルート回線のみ提供 6Mbpsベストエフォート	100,000
アウトルートサービス (500kbps)	アウトルート回線のみ提供 500kbpsベストエフォート	50,000
1 当社は、HUB局と利用契約者のVSAT地球局設備等の回線の伝送速度については保証しません		

## 第2表 設定変更料

## 1 適用

設定変更料の適用については、約款第35条(設定変更料の支払義務)に定めによります。

設定変更料
システム構築等の作業に適用し、その内容に応じて必要となる設計費、調達費、保守・運用費、及び間接費を合計した額とします。

## 2 設定変更料の額

項目	区分	作業料の額
1 設計費	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	外注費	外注に要した実績
2 調達費	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	外注費	外注に要した実績(部品材料費を含みます)
3 保守・運用費	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	外注費	外注に要した実績
4 間接費	—	当該設計に係る設計費、調達費、据え付け又は撤去費、保守・運用費以外に要する経費

## 第3表 無線局免許取扱手数料

## 1 適用

無線局免許取扱手数料に関する費用の適用については、約款第36条(無線局免許取扱手数料の支払義務)の規定によります。

## 2 無線局免許取扱手数料に関する費用の額

一の地球局設備又は受信専用設備ごとに

項目	区分	無線局免許取扱手数料
(1) 地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業(電波干渉の調査及び分析に係る作業を含みます。)に要する費用	ア 労務費	1 時間あたり人件費料金×延労働時間
	イ 諸経費	電波法上の手続きを行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費
	ウ その他実費	登録免許税に相当する額 ARIB 照会相談業務手数料
(2) 電波法関係手数料	-	電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に規定される手数料に相当する額及び電波法に規定される電波利用料に相当する額

## 第4表 解除料

## 1 適用

解除料の適用については約款第37条(解除料の支払義務)に定めるところによります。

## 2 利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
利用開始日から、利用開始日後6ヶ月となる日が属する月の末日まで利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

## 3 利用開始日以降の利用契約解除に係る解除料の額

解 除 料
契約解除日の翌日から最低利用期間満了日まで継続して当該利用契約に係るSat-Qサービスを利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。 ただし、利用契約の解除となる日が最低利用期間以降となる場合には月額サービス料にかかる解除料の支払いは要しない。

## 第5表 違約金

## 1 適用

違約金の適用については、約款第42条(違約金)に定めるところによります。

## 2 違約金の額

単位	違約金の額
1分あたり(60秒未満切り上げ)	支払うべき月額サービス利用料の2倍相当額

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和2年6月15日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和4年10月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和5年2月1日より実施します。

---

資料名 Sat-Qサービス料金表

資料番号 SAD-L3-22-002

令和 2年 6月15日 第1版

令和 4年 10月1日 第2版

令和 5年 2月 1日 第3版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770  
(宇宙事業部門代表)

---